

# サンコー通信 2021.4

## 局所排気装置の制御風速測定のご提案

局所排気装置の定期自主検査が必要です。

労働安全衛生法（第45条）、有機溶剤中毒予防規則（第20条）、特定化学物質障害予防規則（第30条）、粉塵障害予防規則（第17条）、鉛中毒予防規則（第35条）により、設置している換気装置は、一定期間ごとに点検検査が義務付けられています。

点検：1月を超えない期間ごとに1回、検査：1年以内ごとに1回、  
記録：検査記録を3年間保存

### 【チェック項目】

1. フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
2. ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
3. 排風機の注油状態
4. ダクトの接続部における緩みの有無
5. 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
6. 吸気及び排気的能力
7. 各号に掲げるもののほか性能を保持するために必要な事項

吸気及び排気的能力の検査は、有機則では「**制御風速**」を測定し、特化則では「**制御風速**」又は「抑制濃度」を測定し、規定能力以上であることを確認することが必要。



弊社では作業環境測定時の追加制御風速測定を安価で行わせて頂いております。また、その他の検査チェック項目のご依頼も承っておりますので、お気軽にお声掛けください。

### 株式会社サンコー分析センター

静岡県浜松市南区下江町604-1

TEL053-426-0731 FAX053-425-0464

URL:<http://www.sankobunseki.co.jp>

E-mail:[info@sankobunseki.co.jp](mailto:info@sankobunseki.co.jp)